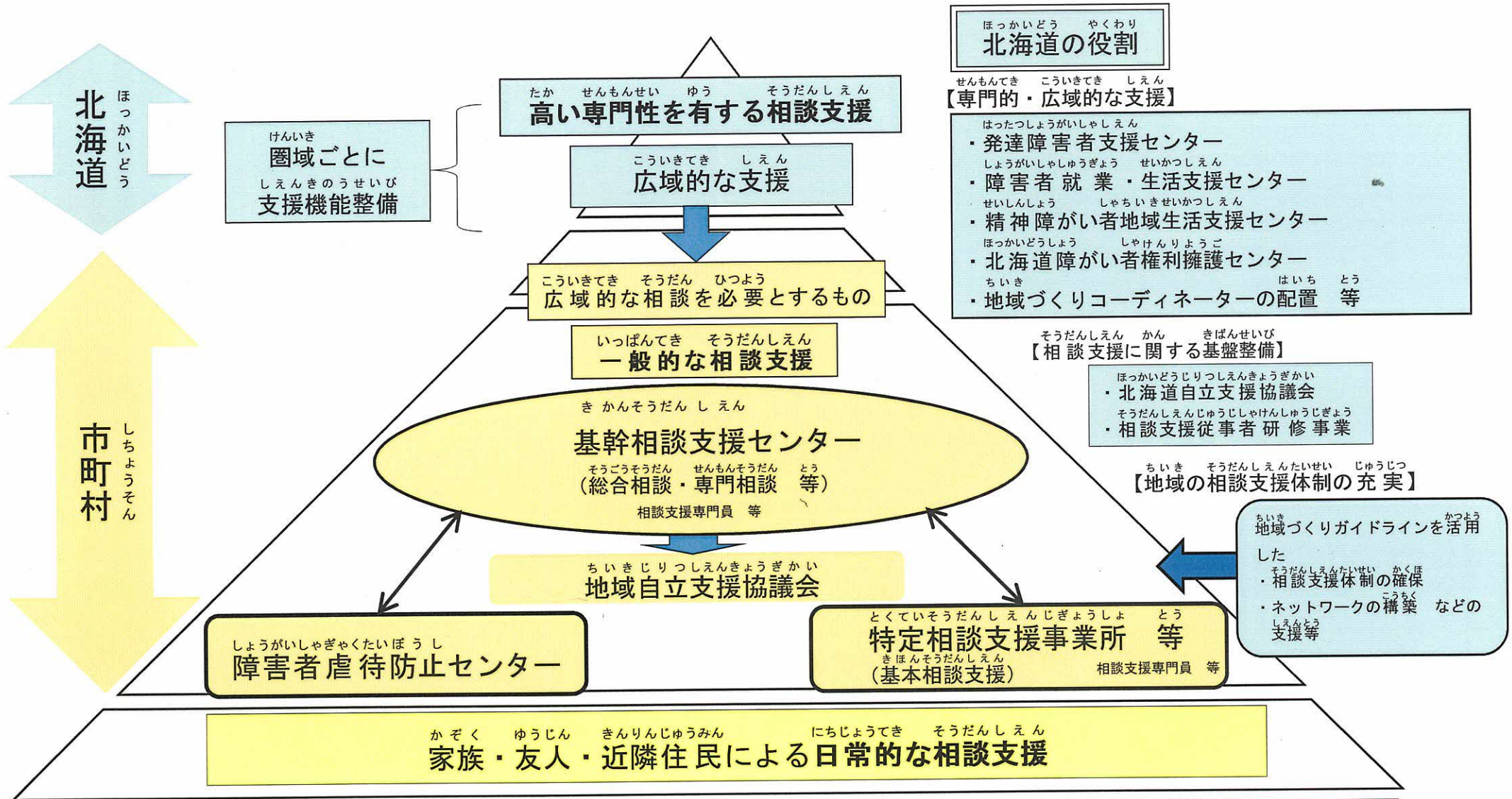


# しょう かがいのある方の相談支援の体系図



○相談支援は、家族・友人等が主な担い手となる「日常的な相談支援」、市町村が責任を負う「一般的な相談支援」、道が担当する「専門的な相談支援」の三つに区分でき、それぞれが相互に連携・補完することとする。

○北海道は、市町村の相談支援体制を支えるために、「広域的な支援」及び「基盤整備」を行う。